

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和2年11月12日規則第71号）

最終改正:

改正内容:令和2年11月12日規則第71号 [令和2年11月12日]

○市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

令和2年11月12日規則第71号

市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和2年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食費負担者)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者に準ずる者として市長が定める者
(学校給食の申出等)

第4条 保護者等は、当該保護者等に係る児童又は生徒を学校給食を実施する学校に通学させるときは、学校給食申出書（様式第1号）を市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、保護者等に、前項に規定する学校給食申出書を提出することができない事情があると認める場合において、当該保護者等に係る児童又は生徒に対し学校給食を受けさせる意思を確認することができるときは、同項に規定する方法以外の方法により、学校給食を受ける旨の申出を受けることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、当該保護者等に係る児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該保護者等から学校給食を受ける旨の申出がない場合であっても、学校給食を受けさせることができる。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の1日当たりの額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

2 一の年度における学校給食費負担者が納付すべき当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒ごとの学校給食費の額（以下「年間納付額」という。）は、前項に定める額に、当該年度において学校給食を受ける児童又は生徒に対して学校給食を実施する予定の日数（以下「学校給食実施予定日数」という。）を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、事故その他やむを得ない理由により学校給食の内容を変更した場合における学校給食費の1日当たりの額及び年間納付額は、市長が別に定める。

(学校給食の停止等)

第6条 学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒が次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、当該児童又は生徒への学校給食の全部を停止させようとするときは、学校給食停止・再開届（様式第2号）により、当該停止をしようとする日の3日（市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、その旨を教育委員会を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 交通事故、傷病等により、市が学校給食を実施する日（以下「学校給食実施日」という。）において、5日（休日を除く。）以上連続して学校給食を受けることができないとき。
- (2) 市が学校給食を実施する学校以外の学校に転学するとき。
- (3) 市川市立の特別支援学校の高等部を退学するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止していた学校給食を再開させようとするときは、同項に規定する学校給食停止・再開届により、その旨を教育委員会を経由して市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出の翌日から起算して3日（休日を除く。）を経過した日以後の当該届出により学校給食の停止を希望する日から学校給食の提供を再開した日の前日（当該届出を提出した日の属する年度の末日までの間に学校給食を再開しなかった場合にあっては、当該年度の末日）までの期間の学校給食実施日を年間納付額の算定における学校給食実施予定日数から除くものとする。

(学校給食の一部停止等)

第7条 学校給食費負担者は、当該学校給食費負担者に係る児童又は生徒に食物アレルギーその他のやむを得ない事由が生じた場合において、当該児童又は生徒への学校給食の一部を5日（休日を除く。）以上連続して停止しようとする

きは、前条第1項に規定する学校給食停止・再開届により、当該停止をしようとする日の3日（休日を除く。）前までに、その旨を教育委員会を經由して市長に届け出なければならない。

2 第5条第3項の規定は前項の規定による届出があった場合に、前条第2項の規定は前項の規定により停止していた学校給食を再開させようとする場合に、それぞれ準用する。

（年間納付額の調整）

第8条 市長は、災害その他やむを得ない理由により学校給食実施予定日数を変更したときは、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

（学校給食費の納付方法）

第9条 学校給食費負担者は、学校給食費を口座振替の方法その他市長が適当と認める方法により納付するものとする。

（各期の納付額及び納期限）

第10条 学校給食費負担者は、別表第2に定めるところにより、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により難いときは、同項の規定による納付額及び納期限を変更し、又は新たに納期を設けることができる。

（学校給食費の充当及び還付）

第11条 市長は、学校給食費につき過誤納金がある場合において、当該学校給食費負担者に、未納の学校給食費があるときは当該過誤納金を当該未納の学校給食費に充当し、未納の学校給食費がないときは当該過誤納金を当該学校給食費負担者に還付する。

（変更の届出）

第12条 学校給食費負担者は、住所その他市長が別に定める事項について変更が生じたときは、学校給食申出事項変更届（様式第3号）により、速やかに、その旨を教育委員会を經由して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を学校給食費負担者が怠ったため、当該学校給食費負担者に対し市が送付する通知等が到達しなかった場合には、通常到達すべき時に当該学校給食費負担者に到達したものとみなす。

（学校給食費の減免）

第13条 条例第6条の規定による学校給食費の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められるとき。

（2）学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校に在学する児童又は生徒が同一の世帯に3人以上いる場合であって、当該児童又は生徒のうち年齢の高い方から数えて3番目以後のものに学校給食を受けさせるとき。

（3）児童又は生徒を養育できない環境に学校給食費負担者の全てが至った場合であって、当該学校給食費負担者に代わる新たな学校給食費負担者が定まっていないとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項各号に掲げる事由により学校給食費の減免を受けようとする者は、学校給食費等減免申請書（様式第4号）を教育委員会を經由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による学校給食費等減免申請書の提出があったときは、その可否を決定し、学校給食費等減免可否決定通知書（様式第5号）により教育委員会を經由して当該提出をした者に通知するものとする。

（学校給食費負担者に変更があった場合の手続）

第14条 前条第1項第3号に掲げる事由その他の事由により、第4条第1項に規定する学校給食申出書を提出した者と異なる者が学校給食費負担者となった場合は、改めて同項に規定する学校給食申出書を市長に提出しなければならない。

（遅延損害金の額及び算定方法）

第15条 条例第7条第1項の遅延損害金の額は、同項の学校給食費の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該学校給食費の額に当該納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

2 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる学校給食費の額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 条例第7条第2項の遅延損害金の算定方法は、前各項に定めるもののほか、民法の定めるところによる。

（遅延損害金の減免）

第16条 条例第7条第3項の規定による遅延損害金の減免をすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）条例第6条の規定による学校給食費の減免を受ける場合における当該学校給食費に係る遅延損害金があるとき。

（2）災害その他やむを得ない理由により学校給食費を納付することができなかつたと認められるとき。

（3）生活困窮者（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者をいう。）であって、同法第13条の規定による教育扶助等を受けていない期間に未納の学校給食費があるとき。

- (4) 主たる生計維持者の死亡又は失踪があったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、条例第7条第3項の規定による遅延損害金の減免について準用する。
(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食の申出又は変更の届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第4条及び第12条の規定の例により行うことができる。

別表第1（第5条関係）

区分	学校給食費の額 (1人1日につき)
小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童	263円
中学校、義務教育学校の後期課程並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒	339円

別表第2（第10条関係）

期別	納期限	月額		
		小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童	中学校（第3学年を除く。）、義務教育学校の後期課程（第9学年を除く。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部（第2学年及び第3学年を除く。）の生徒	中学校第3学年、義務教育学校第9学年並びに特別支援学校の高等部第2学年及び第3学年の生徒
第1期	6月末日	9,600円	12,400円	11,200円
第2期	7月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第3期	8月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第4期	9月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第5期	10月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第6期	11月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第7期	12月28日	4,800円	6,200円	5,600円
第8期	1月末日	4,800円	6,200円	5,600円
第9期	2月末日	年間納付額から第1期から第8期までの期別において納付すべき金額の合計額を減じて得た額		

備考 納期限の欄に掲げる日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日を納期限とする。